

令和5年6月9日

[要綱第26号]

石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費及び原油価格の高騰の影響を大きく受ける町内に事業所を有している事業者に対し、経営の継続、労働者の雇用維持等を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「光熱費」とは、電気代及びガス代をいい、「燃料費」とは、ガソリン、軽油、重油及び灯油の購入費をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年1月1日現在において、町内に事業所を有している者
- (2) 令和5年1月から令和5年6月までの間の任意の連続する3箇月に、町内事業所等において業務を行う上で使用した光熱費及び燃料費の合計額が、前年同期の合計額に比して増加している者
- (3) 経営及び従業員の雇用を継続する意思のある者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和5年1月から令和5年6月までの間の任意の連続する3箇月の光熱費及び燃料費の合計額から前年同期の合計額を引いた額に3分の1を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、その上限額は30万円とする。ただし、算出した補助金の額が1万円未満の場合は、交付の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 第3条の規定に該当する事業者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年8月10日までに石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 光熱費及び燃料費の支払金額を証明する領収書等の写し
- (2) 同意書兼誓約書（様式第2号）

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付及び交付額を決定し、申請者に対し石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付をしないことを決定したときは、申請者に対し石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告に関する特例)

第7条 規則第13条の規定に関わらず、補助金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者は、石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の追加交付)

第9条 第5条の規定による補助金の交付申請期限終了後、石川町電気・原油等価格高騰支援事業補助金に係る予算に執行残額が発生している場合には、同条の規定により補助金の額が上限額に達していた事業者に対し、次の算式により算出される額を限度として補助金を追加交付するものとする。

予算執行残額 × 追加交付対象者の差額(令和5年1月から令和5年6月までの間の任意の連続する3箇月の光熱費及び燃料費の合計額から前年同期の合計額を差し引いた額 × 1/3 - 300,000円) ÷ すべての追加交付対象者の差額の総額

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。